

所得税確定申告・町道民税申告のご案内

令和3年分の所得税および住民税の申告を、下記のとおり受け付けます。

- 受付期間 令和4年2月16日（水）～3月15日（火）
午前9時～午後4時 ※土・日曜日及び祝日を除く。
- 受付会場 役場1階 調理実習室 / 岩見沢税務署（所得税申告のみ）

■所得税確定申告が必要な方（所得税の納税が必要な方のうち、以下の条件に当てはまる方）

- ・年末調整をしている方で、年末調整をしていない事業所からの給与収入が20万円以上ある方
 - ・給与所得者で給与所得以外に20万円を超える所得がある方
 - ・年金所得者で公的年金以外に20万円を超える所得がある方
 - ・個人で農業や商店、飲食店などの事業を行っている方
 - ・不動産（土地・家屋）の貸し付けまたは売買で収入を得た方、など
- ※これら以外であっても確定申告が必要な場合や申告したほうが有利な場合があります。

■町道民税申告が必要な方

- ・令和4年1月1日現在、町内に在住で、令和3年中に所得のあった方。
- ※令和3年中の収入がなくても、「非課税証明書」を必要とする場合には申告が必要です。
※所得税確定申告書を提出した方は、改めて町道民税申告をする必要はありません。

■申告に必要なもの

- ・収入に関する書類…源泉徴収票、報酬の支払調書など
- ・控除に関する書類…国民年金控除証明書、生命保険控除証明書、
医療費控除の明細書（人ごと、医療機関ごとに集計したもの）など
- ・本人確認書類及びマイナンバーの確認書類
例1：マイナンバーカード
例2：マイナンバー通知カード + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証など
- ・申告者名義の通帳（還付申告者のみ）および印鑑

■新型コロナウイルス感染症について

感染拡大防止のため、**役場で申告される場合**には、次のことにご協力願います。

- 会場の混雑を避けるため、日時を決めたうえでご来庁いただきます。
 - ・要申告として**日時を指定した通知を受け取った方は、指定された日時にお越しください。**
（この通知は2月10日頃に対象者に発送される予定ですが、例年役場以外で申告されている方には送付されませんので、ご注意ください）
 - ・**「通知は受け取っていないが役場で申告したい」、「指定された日時に来られない」**などの場合は、**日時を設定、変更いたしますので、ご連絡ください。**特に、**体調が悪いときには無理に来庁することのないようお願いいたします。**
 - ・決められた日時以外に来庁された場合には、待ち時間が長くなることや、後日出直していただくことがあります。
- ご来庁の際は必ず、**マスクの着用**をお願いいたします。
- 感染の拡大状況によっては、受付場所や受付期間を変更する場合があります。
- 会場では係員の指示に従ってください。
- 電子申告や郵送による申告もご検討ください。

申告のご予約・ご相談 ぐらし応援課税務係 電話：68-2112

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 高額介護合算療養費について ～

■高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。なお、手続きには役場暮らし応援課住民係への申請が必要となります。

○後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。

○支給額が500円以下の場合には支給されません。

◆自己負担限度額表

【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

負担割合	区 分	自己負担額の合計の基準額	
3割	現役並み所得者	【課税所得690万円以上】 212万円	
		【課税所得380万円以上】 141万円	
		【課税所得145万円以上】 67万円	
1割	一 般	56万円	
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ（※1）	31万円
		区分Ⅰ（※2）	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方

お 問 い 合 わ せ 先

北海道後期高齢者医療広域連合
住所 〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目
国保会館6階
電話：011-290-5601

役場暮らし応援課住民係
電話：68-2112

自動車税種別割の住所変更をお忘れなく

自動車税種別割は、4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。

■引越して住所が変わったときなどは、運輸支局で変更登録をして下さい。

次の場合は運輸支局で登録手続きが必要です。

- ・住所が変わったとき（変更登録）
- ・自動車を売買したとき（移転登録）
- ・自動車を使用しなくなったとき（抹消登録）

令和4年度の自動車税種別割納税通知書を確実にお届けするために、3月中に手続きをお願いします。

■変更登録が間に合わないときは…

札幌道税事務所自動車税部にご連絡いただくか、道税ホームページから自動車税種別割の住所変更手続きをしてください。

▶札幌道税事務所自動車税部

【☎011-746-1190】 *自動音声でご案内します。

【<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/address/index.html>】